

請 願 文 書 表

蒲郡市議会 平成26年9月定例会

受 理 番 号	3
受 理 年 月 日	平成26年8月27日
件 名	集团的自衛権の行使を容認する閣議決定に強く反対し、撤回を求める意見書の提出を求める請願
請願者の住所及び氏名	愛知県豊橋市中柴町100-1 東三河労働組合総連合内 秘密保護法の廃止を求める東三河の会 代表 長 屋 誠
請 願 の 要 旨	<p>○請願の趣旨</p> <p>安倍内閣は、2014年7月1日、臨時閣議によって、従来の憲法解釈を変更して、限定的に、としつつ集团的自衛権の行使を容認することを決定しました。そして、今後、自衛隊法や武力攻撃事態法など、法改正を行おうと準備を進めていると報道されています。</p> <p>集团的自衛権の行使とは、日本に対する武力攻撃がなくても、他国が武力攻撃を受けた場合、他国と一緒に攻撃をしてきた国と闘う、戦争することであり、憲法9条に明確に反しています。</p> <p>国会においても、たびたび、集团的自衛権について議論され、政府も集团的自衛権の行使は「憲法上許されない」旨、表明（1981年5月29日政府答弁書）し、集团的自衛権は行使できないという立場を一貫して維持してきました。</p> <p>戦争は、通常、対立する当事者（国家）間の政治交渉（外交）で問題が解決しない時に、その問題を「武力」で解決しようとして始められます。</p> <p>日本国憲法第9条は、第一項で「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とし第二項で「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と明記しています。</p> <p>日本国憲法第9条は、どのように読んでも「戦力の保持(武装権)」と「交戦権」を否定しており、たとえ、自衛権戦争ができるという立場でも、自国が攻撃を受けていないのに他国を攻撃する権利である集团的自衛権を行使できません。</p> <p>そもそも、日本国憲法第99条で、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と政府には、憲法尊重擁護の義務があります。憲法を守るべき立場の政府が、国会における議論も、十分な国民的議論もなく閣議で変更すること自体許されません。国民主権、民主主義の立場も無視したものであり、憲法の根幹に関わる大問題です。こうしたやり方は、立憲主義から逸脱し、民主主義を蹂躪し、独裁政治につながるものであり、断じて認められません。</p> <p>つきましては、衆参議長及び内閣総理大臣に対し、集团的自衛権</p>

	<p>の行使容認の閣議決定に反対し、撤回するよう求める意見書を、地方自治法第 99 条の規定により提出していただきたく、請願します。</p> <p>○請願の事項 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に対し、撤回をするよう求める意見書を、地方自治法第 99 条の規定により衆参議長および内閣総理大臣に提出していただくこと。</p>
付託委員会	総務委員会
紹介議員氏名	日恵野 佳代 柴 田 安 彦